

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2024年7月1日～2025年6月30日)

千葉第一監査法人

(目次)

I	監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要	3
1.	監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ	3
2.	事務所概要	4
II	経営管理の状況等	5
1.	品質管理基盤	5
2.	組織・ガバナンス基盤	8
3.	人的基盤	11
4.	IT基盤	12
5.	財務基盤	13
6.	国際対応基盤	13

【別紙】監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ

当監査法人は、千葉県を中心とした地元企業に対して、監査を中心に会計のプロフェッショナルとして品質の高いサービスを提供することにより、地域経済の発展に寄与することを経営理念としております。千葉を本拠とする唯一の監査法人として、社会の要請に応え、社会から信頼される監査法人を目指し、資本市場の健全な発展に貢献していきたいと思っております。

当監査法人は、安定的な成長及び堅実的な経営を調和させながら、監査品質の向上及び監査法人の適正運営に力を注いでおります。そのための具体的な行動指針として、以下の事項に取り組んでおります。

- ・地域経済の発展に貢献する事業体で有り続けること。
- ・小規模監査法人であっても、高い倫理観と高い監査品質の維持向上を最優先項目として監査業務を実施していくこと。
- ・監査リスクの高い被監査会社等と監査契約の締結はしないこと。
- ・監査業務に精通した人材を募集し、監査業務を遂行する上で適切な人を採用し、監査業務の品質の維持・向上に努めていくこと。

高い監査品質の確保とクライアントからの信頼の確保は、当監査法人の至上命題であり、それらを通じて監査品質の向上を図って参りたいと思っております。

高い監査品質の確保は、監査業務の実施は当監査法人の品質管理システムに則ること、また、変化を続けるクライアントの経営環境やビジネスモデルへの理解を深め、監査チームメンバー相互のコミュニケーションも十分に行い、お互いに切磋琢磨することが必要だと考えております。当監査法人の関係者全員が監査のプロフェッショナルとして自己研鑽に努めて参ります。

クライアントからの信頼の確保は、千葉を中心として事業展開を行う法人に対して地元の当監査法人が監査を担うことで、当監査法人の強みであるフットワークの良さ、クライアントからの質問等に対する迅速な対応等により、築かれていることと思われます。これからも信頼関係を大切にしていき、クライアントからの信頼を確保したいと考えております。長年かけて築いた信頼関係も、何らかの関係で失われることもあります。このような事態を避けるためにも、緊張感をもって監査に当たって参ります。

統括代表社員

田中昌夫

(注)【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【監査法人が果たすべき役割】原則1 (指針1-1) 及び (指針1-2) を参照してください。

2. 事務所概要（2025年6月30日現在）

名称	千葉第一監査法人																
事務所所在地	千葉県千葉市中央区栄町42番11号 日本企業会館ビル																
沿革	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県下に係わりが深く、長年県下に会計事務所を設け地域経済の発展と共に歩んできた公認会計士が集まり、経済活動や経済拡大にともないこれまでの経験を生かし 1975年4月1日に当監査法人を設立いたしました。 設立以後当社成日までの間の名称変更、合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立はありません。 2024年7月22日に上場会社等監査人名簿に登録されました。 																
法人代表	統括代表社員 田中 昌夫																
人員構成	<table> <tr> <td>代表社員・公認会計士</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>23 (内、非常勤者 21名)</td> </tr> <tr> <td>その他監査補助者</td> <td>3 (内、非常勤者 1名)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>34</u></td> </tr> </table>	代表社員・公認会計士	7名	公認会計士	23 (内、非常勤者 21名)	その他監査補助者	3 (内、非常勤者 1名)	事務局	1	計	<u>34</u>						
代表社員・公認会計士	7名																
公認会計士	23 (内、非常勤者 21名)																
その他監査補助者	3 (内、非常勤者 1名)																
事務局	1																
計	<u>34</u>																
監査対象数	<table> <tr> <td>金商法・会社法監査</td> <td>3社 (内、大会社等 2社)</td> </tr> <tr> <td>会社法監査</td> <td>7 (内、大会社等 1社)</td> </tr> <tr> <td>信用金庫・信用組合監査</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>学校法人監査</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>労働組合監査</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他の法定監査</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>任意監査</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>49</u></td> </tr> </table>	金商法・会社法監査	3社 (内、大会社等 2社)	会社法監査	7 (内、大会社等 1社)	信用金庫・信用組合監査	6	学校法人監査	19	労働組合監査	3	その他の法定監査	3	任意監査	8	計	<u>49</u>
金商法・会社法監査	3社 (内、大会社等 2社)																
会社法監査	7 (内、大会社等 1社)																
信用金庫・信用組合監査	6																
学校法人監査	19																
労働組合監査	3																
その他の法定監査	3																
任意監査	8																
計	<u>49</u>																
上場会社等の監査対象会社名	株式会社シー・エス・ランバー 株式会社フューチャーリンクネットワーク																

II 経営管理の状況等

1 品質管理基盤

(1) 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

①品質管理に関する基本方針

当監査法人は、以下の合理的な保証を提供するために品質管理システムを整備し運用することを基本方針としております。

- ・監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

- ・監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

②品質管理体制

当監査法人の統括代表社員は、監査品質の向上・維持のためのメッセージを発信するとともに、当監査法人の品質管理に関する説明責任を含む最終的責任を負っております。また、当監査法人は小規模であることから、監査業務の品質の管理を行う専任の部門の設置は行っておりませんが、品質管理責任者が業務品質の管理に主として従事する公認会計士として、また、品質管理システムの整備及び運用の責任者として、その責任を負っております。

また、監査の品質管理の向上を目的として、社員及び常勤職員で構成する品質管理会議を設置しております。品質管理会議は、品質管理に関する方針及び手続等の協議を行う場であるとともに、統括代表社員または各担当部門責任者からの報告、意見交換及び情報共有の場としての機能を持たせております。

③上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

当監査法人は、品質管理責任者を専担者として選任しております。

また、専担者は、上場会社等の監査業務チームの一員ではなく、独立性を確保しております。

(2) 職業倫理の遵守及び独立性の保持

①職業倫理及び独立性

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

また、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確

保するために、「監査の品質管理規程」及び「独立性のガイドライン」において、独立性の保持に関する方針及び手続を定めております。

なお、職業倫理に関する規定とは、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則等から構成されます。

当監査法人は、毎年、定期的に社員及び職員から、「誓約書」及び「独立性確認書」の提出を受けており、その結果、当監査法人、社員及び職員に独立性に問題がないことを確認しております。

職業倫理に関する規定が遵守されていないことが認識された場合には、日本公認会計士協会の倫理規則等に従って、違反の重要性の程度に応じて、監査報告書の発行に与える影響を評価し、対応策を協議することとしております。

独立性の保持に関する確認結果

	2023年7月1日現在	2024年7月1日現在	2025年7月1日現在
確認書回答率	100%	100%	100%
違反件数	0件	0件	0件

(2)ローテーション

当監査法人は、「監査の品質管理規程」及び「担当者の長期間の関与に関するガイドライン」において、監査業務の主要な担当者の長期間の関与についての方針及び手続を定め実施しております。

上場会社等の社会的影響度の高い事業体につきましては、職業倫理の規定で定める下記の一定期間のローテーションを義務付けております。

	連続関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当者	7年	3年

(3)契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において、関与先との契約の新規の締結又は更新の判断に関する方針及び手続を定めており、時間及び人的資源などの業務を実施するだけの適性及び能力、職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性ほか監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務が実施できるかを判断しております。

監査契約の新規の締結又は更新の可否の妥当性につき、新規の締結の場合は社員会、更新の場合は審査担当者により検討を実施し判断しております。審査担当者が、結論に至らない等の場合は、社員会にて判断しております。

(4)監査責任者による指揮、監督及び査閲

当監査法人では、代表社員である監査責任者が監査業務の主査を兼ねている場合が多いため、監査責任者が現場に赴き監査業務の全過程を通じて、監査チームの指揮、監督及び査閲を実施しており、その関与の責任を負っております。

(5)専門的な見解の問合せ

当監査法人は、監査業務において判断に困難が伴う重要な事項等について、審査担当者及び品質管理責任者に事前に相談し、必要あるときは、「専門的な見解に関するガイドライン」に基づき、監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

(6)審査

当監査法人は、原則として全ての監査業務について審査を行うこととし、「審査規程」において、審査担当者の適格性・客観性、審査の内容、実施時期及び範囲、審査の記録及び保存についての方針及び手続を定め、審査を実施しております。

(7)監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、「監査の品質管理規程」及び「監査調書に関するガイドライン」において、監査ファイルの最終的な整理及び保管に関する事項を定めております。

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するための仕組みとして、以下の事項を定めています。

- ・前年度の監査調書は、品質管理責任者の管理する監査調書ロッカーに施錠保管しております。
- ・前年度以前の監査調書は、監査調書保管箱に入れ、品質管理責任者が封印し、監査調書倉庫に保管しております。監査調書倉庫に移動した監査調書保管箱は、品質管理責任者の許可なく開封することは認めないこととしております。

(8)モニタリング及び改善プロセス

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、識別した不備に対応する適切な措置を講じるために、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスを定めております。

当該モニタリングには、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証が含まれます。

当監査法人の完了した監査業務の定期的な検証は、監査チームのメンバー及び審査担当者以外の者を担当者として選任し、循環的に実施しております。また、検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人

の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定し、実施することとしております。

(9)外部によるレビュー等

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認いたします。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施いたします。

当監査法人における外部によるレビュー等の結果は、以下のとおりです。

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー

2024年2月に品質管理レビュー報告書を受領しております。

品質管理レビューの結果に基づく措置は受けておりません。

- ・公認会計士・監査審査会による検査

過去に審査会の検査結果通知書は受領しておりません。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、社員会において統括代表社員を選任し、その下に品質管理部門、リスク管理部門（2025年8月より「情報セキュリティ部門」に変更）、監査業務部門及び審査室を設けており、職務分掌により役割分担を明確にし、組織的な運営を心がけております。社員会は、統括代表社員が議長となり、経営上の重要事項及び監査の品質管理に関する事項等について、審議及び報告を行っており、相互牽制を図り経営の実効性を確保し、監査法人として適正な判断ができるようにしております。（注1）

また、「監査法人のガバナンス・コード」を適用しており、独立性を有する第三者を選任しております。（注2）

（注1）【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【組織体制】原則2（指針2-1）及び（指針2-2）を参照してください。

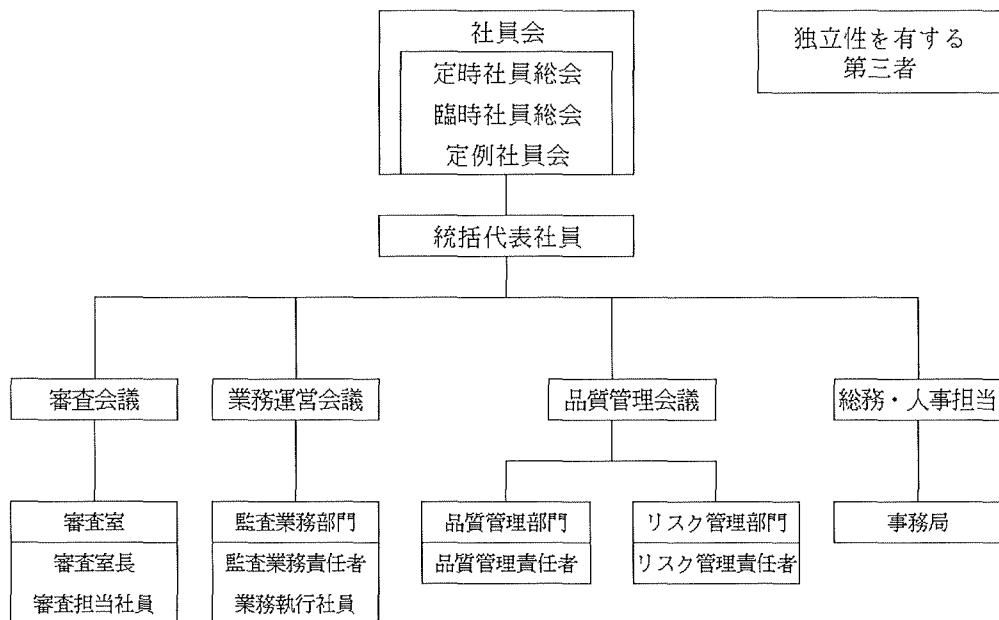
（注2）（3）及び【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【組織体制】原則3（指針3-1）から（指針3-4）を参照してください。

(2)組織図及び各部門の業務分掌

当監査法人の組織図及び各部門責任者の業務分掌は、以下のとおりです。

①【当監査法人の組織図】

2025年6月30日現在



・2025年8月27日に開催された社員総会において、「リスク管理部門」は「情報セキュリティ部門」へ名称を変更いたしました。

②【各部門責任者の業務分掌】

責任者	主な業務分掌内容
総務・人事担当	1. 採用関係、人事評価 2. 社員会の運営 3. 予算管理、事業報告関係 4. ホームページの管理・更新 5. その他庶務事項
品質管理責任者	1. 品質管理全般（品質管理関係規程の起案を含む） 2. 職業倫理（宣誓書、利害関係の確認を含む） 3. 研修関係全般 4. 品質管理のシステムの監視 5. 日本公認会計士協会対応 6. 監査調書の管理

責任者	主な業務分掌内容
	7. インサイダー取引防止関係
リスク管理責任者 (情報セキュリティ責任者)	1. 特定個人情報保護 2. 情報セキュリティ全般 3. 情報機器の管理 4. データ管理 5. 日本公認会計士協会 I T 関連対応
監査業務責任者	1. 新規監査業務等窓口 2. 監査日程計画の策定 3. 監査責任者等のローテーション管理 4. 法定監査関係提出書類の管理
審査室長	1. 審査結果の取りまとめ及び報告 2. 監査意見の聴取及び調整 3. 審査書類の管理 4. 審査関係規程・ツールの起案

(3)独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割

当監査法人は、独立性を有する第三者として公認会計士・税理士の庄司基晴氏を選任しております。庄司基晴氏は、日本公認会計士協会千葉会元会長、日本公認会計士協会元常務理事、つかさ税理士法人 庄司公認会計士事務所の所長でもあり、組織運営に関する経験も豊富であると判断しております。また、庄司基晴氏の選任に当たっては、選任時に当監査法人との間で利害関係等は一切ないことを確認しております。

当監査法人は、組織機能の実効性向上に資する助言・提言及び組織運営の実効性に関する評価への関与の役割を期待しております。

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【組織体制】原則3（指針3-1）から（指針3-4）まで参照してください。

(4)非監査業務の提供の方針

当監査事務所の業務内容は監査業務が中心であり、非監査業務の受嘱等は積極的に行わない方針しております。なお、監査契約を締結している関与先に対しては、非監査業務の受嘱はしないこととしております。

また、非監査業務は個別の業務ごとに、毎年社員会の承認を必要としております。

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【監査法人が果たすべき役割】原則1（指針1-5）を参照してください。

3. 人的基盤

(1)職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

	資格	2023年6月末	2024年6月末	2025年6月末
代表社員（名）	公認会計士	8	7	7
常勤職員（名）	公認会計士	3	2	2
	試験合格者	1	1	1
	その他	2	2	2
非常勤職員（名）	公認会計士	20	19	21
	試験合格者	—	—	—
	その他	1	1	1

(2)社員・職員の採用、教育・訓練、評価及び選任

①職員の採用

当監査法人は、監査に関する必要な知識があり、かつ当監査法人の定める事項を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲がある者を採用しています。

②研修の状況

当監査法人は、公認会計士及び試験合格者を対象として年2回の「監査の品質管理」をテーマとした全体研修会「監査の品質管理」を実施しており、直近2年間の出席者数及び出席率は以下のとおりです。

	2023年9月	2024年2月	2024年9月	2025年2月
対象者数(名)	29	30	29	29
出席者数(名)	26	28	29	29
出席率	89.6%	93.3%	100.0%	100.0%

当監査法人は、小規模な監査事務所のため、独自の研修プログラムはありません。しかしながら、年2回実施する全体研修会では、監査経験があり監査に関する必要な知識がある専門要員に対して、当監査法人の監査品質を向上させるための研修を実施しております。また、試験合格者の採用も行っておりますので、これらの者に対しては監査実務を中心とした積極的な指導（OJT）により能力開発を行っております。

なお、公認会計士については、日本公認会計士協会のCPD制度を活用し、当監査法人の指定研修を受講させるとともに、履修必要単位数の取得状況を定期的に確認し必要に応じて注意喚起を実施しております。

③社員・常勤職員の評価

当監査法人は、専門要員である社員・常勤職員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため、社員・職員の評価に関する方針及び手続を定めています。

社員の評価は、「社員評価規程」に基づき、常勤職員の評価は、「人事評価規程」に基づき実施しております。

④監査チームの選任

当監査法人は、個々の監査業務における専門要員を、適性、能力、経験、不正に関する教育・訓練などを考慮して選任しています。

(3)兼業について

当監査法人は、社員に対して原則、非監査業務における兼業を認めております。これは、監査法人設立時からの経緯によるものであり、社員会で承認のもと実施されております。

なお、新たに登用する社員については、原則兼業を認めず、当監査事務所の業務に専従することで監査の品質向上に努めてもらう方針であります。

非常勤職員に対しては利益相反や独立性に問題が生じないように、毎年、誓約書を入手し確認を行っています。

（注）【別紙】「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」【監査法人が果たすべき役割】原則1（指針1-5）を参照してください。

4. IT基盤

(1) ITに対する基本的な方針

当監査法人は、クラウドサーバーを活用することにより、法人内の情報共有及び法人・社員・職員間の円滑なコミュニケーションを行っているほか、アクセス制限を行った監査業務ごとのフォルダ内に監査チームメンバーが監査ファイルを作成し、監査チーム内の情報共有、監査責任者、審査担当者による監査調書データの査閲・閲覧等により監査業務の効率化を図っております。

当監査法人の監査調書は、2025年度の監査業務は紙面監査調書を正本としますが、それ以降の監査業務については電子監査調書システムの導入により電子監査調書を正本とする予定であります。

(2) 情報セキュリティの取組について

①情報セキュリティ関連規定等

当監査法人は、情報セキュリティに関する規定として、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ行動基準」並びにクラウドサービスの運用基本方針及び運用細則を定めています。また、リモートワークに対応

して「リモートワークにおけるセキュリティ対策基準」を定めています。

当監査法人は、情報セキュリティ責任者により、外部環境や監査事務所内における情報機器の利用状況等を踏まえ、「情報セキュリティ等リスク評価・対応表」で情報セキュリティリスクの識別、評価及び対応（進行管理を含む）を実施しており、情報セキュリティ関連規程を整備し、適宜見直しております。

②情報セキュリティを確保するための物理的対策

当監査法人は、情報セキュリティ対策基準において「物理的対策基準」が定められており、第三者が自由に入り出しができなく、各場所は電子施錠されています。

③リモートワークに関連する情報セキュリティリスクに対する方針及び手続

当監査法人はリモートワーク形態を踏まえたセキュリティリスクを識別し、セキュリティ対策を実施することを目的として「リモートワークにおけるセキュリティ対策基準」を定めて、運用しております。

④テクノロジー資源の管理

当監査法人は、テクノロジー資源として、事務所及び監査チームが利用するネットワーク機器及びアプリケーションシステム等があり、貸与PC、通信端末、各種ユーザー アカウントについて個別管理を実施しております。

当監査法人は、業務において個人PCの利用は禁止しており、全ての貸与PCは情報機器管理台帳により管理しております。また、全ての専門職員から毎年、「情報機器預り書」を受領し、貸与機器の状況を確認しております。

5 財務基盤

(1)売上高の総額

(単位・千円)

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
売上高			
監査証明業務	219,877	224,127	215,752
非監査証明業務	11,090	17,990	13,740
合計	230,968	242,118	229,493

当監査法人は、安定した売上高があり、財務基盤上の問題はありません。

(2)報酬依存度

当監査法人の2025年6月期の報酬依存度割合が最も高いクライアントで10.7%であり、監査法人の独立性に問題はありません。

6 国際対応基盤

現在、海外に重要な子会社等を有する監査対象会社との契約はなく、今後もそのような監査対象会社等との契約は受嘱しない経営方針であるため、国際対応基盤に該当する事項はありません。

以上